

安価なフランの広告を見て出向いたら、高額な美容医療契約に！

～男性の美容医療トラブルも増加中～



強引な勧誘で 高額な契約をさせられることがある ため注意しましょう！

こんな事例がありました...

・SNSで安価な医療脱毛の広告が流れたのを見て、無料カウンセリングに行ったが、強引な勧誘が始まり、高額な医療脱毛の契約を断ることができなかった。42回払いのクレジット契約で、**総額約45万円**となってしまった。クーリング・オフしたい。



・ネットで「全身脱毛が5回で15万円」というクリニックの広告を見て、予約した。カウンセリングを受けたところ、「全身と顔の脱毛は5回より15回やった方が効果がある。本日の契約なら学割で**100万円のところ90万円**と安くできる。支払い期間は3年間で毎月約3万円の分割払い」と説明され、それぐらいならと契約してしまった。その後高額であると友人に指摘されたので、解約したい。

ひとことアドバイス

- ・美容目的の施術は、多くの場合**緊急性がありません**。「今日契約すれば安くする」などと提案されても、その場での契約や施術はせず、**いったん帰宅して冷静に検討**しましょう。
- ・自分でもリスクや副作用の情報を収集し、医師から説明を受け**納得した上で判断**しましょう。

こんなリスクがあるんやね



知っ得！
メモ

クーリング・オフ制度 が使える場合があります

期間が**1ヶ月**を超え、金額が**5万円**を超える場合は、特定商取引法が適用され、契約書面を受け取った日を含む**8日間**はクーリング・オフができます。困った時は**生活情報センター**までご相談ください。